

2. 看護職員資質向上推進事業等の各都道府県の取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	専任教員再教育事業	看護教員養成講習会経費	実習指導者講習会経費	看護職員臨床技能向上推進事業	研修			看護職員確保対策特別事業
						専門分野研修	短期研修	中期研修	
北海道	2事業		○	○					
青森	1事業			○					
岩手	4事業	○		○	○			△	○
宮城	1事業								○
秋田	2事業			○					○
山形	1事業			○					
福島	2事業	○		○					
茨城	3事業			○	○		△		○
栃木	2事業			○	○		△		
群馬	2事業			○					○
埼玉	4事業	○		○	○			△	○
千葉	1事業		○						
東京	2事業		○	○					
神奈川	4事業	○	○	○	○	△	△		○
新潟	3事業			○	○		△		○
富山	4事業	○		○	○		△		
石川	1事業			○	○				
福井	2事業			○	○		△		
山梨	2事業			○	○		△	△	
長野	2事業	○		○					
岐阜	1事業		○						
静岡	2事業		○	○					
愛知	2事業		○	○			△		
三重	2事業			○	○				
滋賀	4事業		○	○	○	△			○
京都	2事業			○	○				○
大阪	3事業		○	○	○	△	△		
兵庫	1事業			○	○				
奈良	1事業			○	○				
和歌山	1事業			○	○				
鳥取	0事業								
島根	1事業				○		△	△	
岡山	1事業			○				△	○
広島	4事業	○		○	○		△		○
山口	2事業			○	○		△		○
徳島	3事業			○	○		△		○
香川	1事業			○	○				
愛媛	3事業	○		○	○				○
高知	1事業			○	○				
福岡	3事業		○	○	○				○
佐賀	0事業								
長崎	1事業			○	○				
熊本	2事業	○		○					○
大分	2事業			○					
宮崎	2事業	○			○		△		
鹿児島	1事業				○				
沖縄	3事業	○		○	○		△		
17年度実施見込	94事業	11県	10県	38県	18県	3県	14県	5県	17県
17年度予算	160事業	15県	7県	35県	—	18コース	80ヶ所	5ヶ所	—
実施率(実施/予算)	58.8%	73.3%	142.9%	108.6%	—	16.7%	17.5%	100.0%	—

訪問看護推進事業取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	訪問看護推進協議会	相互研修	在宅ホスピスケア研修	在宅ホスピスアドバイザー派遣事業	訪問看護推進事業	在宅ホスピス在宅普及事業	在宅ホスピスケア地域連携会議
北海道	0事業							
青森	0事業							
岩手	0事業							
宮城	5事業	○		○	○		○	○
秋田	0事業							
山形	2事業	○		○				
福島	3事業	○					○	○
茨城	5事業	○	○	○			○	○
栃木	2事業	○	○					
群馬	2事業	○	○					
埼玉	2事業	○		○				
千葉	1事業	○						
東京	1事業	○						
神奈川	2事業	○	○					
新潟	2事業	○	○					
富山	2事業	○	○					
石川	0事業							
福井	3事業	○	○	○				
山梨	0事業							
長野	0事業							
岐阜	3事業	○	○	○			○	
静岡	5事業	○	○	○	○	○	○	
愛知	4事業	○	○	○				
三重	3事業	○	○	○				
滋賀	3事業	○	○					○
京都	0事業							
大阪	2事業	○	○					
兵庫	2事業	○	○					
奈良	2事業	○	○					
和歌山	0事業							
鳥取	2事業	○	○					
島根	2事業	○	○					
岡山	0事業							
広島	0事業							
山口	3事業	○	○	○				
徳島	0事業							
香川	2事業	○	○					
愛媛	0事業							
高知	0事業							
福岡	3事業	○	○		○			
佐賀	0事業							
長崎	0事業							
熊本	4事業	○	○	○				○
大分	0事業							
宮崎	0事業							
鹿児島	0事業							
沖縄	0事業							
山口市	5事業	○		○	○		○	○
17年度実施見込	77事業	28県	21県	12県	4県	1県	5県	6県
16年度実績	27事業	11県	6県	3県	3県	0県	1県	3県
差し引き	50事業	17県	15県	9県	1県	1県	4県	3県

3. 看護師等養成所の平成18年4月施設数及び定員見込数

区 分	平成17年4月現在			増(新設・定員増)			減(廃止・定員減)			平成18年4月見込				
	学校数 (募集校)	1学年定員	総定員	学校数 (募集再開)	1学年定員	総定員	学校数 (募集中止)	1学年定員	総定員	学校数 (募集校)	1学年定員	総定員		
保 健 師	大 学	127 (127)	9,544	9,544	17	1,310	5,240			144 (144)	10,854	14,784		
	短期大学専攻科	16 (16)	485	485				2	65	65	14 (14)	420	420	
	養成所	30 (30)	1,080	1,080		20	20	5	150	150	25 (25)	950	950	
	合 計	173 (173)	11,109	11,109	17 (0)	1,330	5,260	7 (0)	215	215	183 (183)	12,224	16,154	
助 産 師	大 学 院	2 (2)	55	110	1	15	30			3 (3)	70	140		
	大学専攻科	1 (1)	15	15	1	10	10			2 (2)	25	25		
	大 学	87 (87)	6,684	6,684	4	355	1,420			91 (91)	7,039	8,104		
	短期大学専攻科	22 (22)	380	380				5	90	90	17 (17)	290	290	
	養成所	34 (33)	750	750				1	15	15	33 (32)	735	735	
	合 計	146 (145)	7,884	7,939	6 (0)	380	1,460	6 (0)	105	105	146 (145)	8,159	9,294	
看 護 師	3 年 課 程	大 学	129 (128)	9,644	38,576	17	1,310	5,240			146 (145)	10,954	43,816	
		短期大学	51 (28)	2,100	6,300	3	180	540	15 (5)	420	1,260	39 (26)	1,860	5,580
		養成所	503 (481)	23,385	70,555	14	805	2,415	8 (23)	920	2,780	509 (472)	23,270	70,190
	小 計	683 (637)	35,129	115,431	34 (0)	2,295	8,195	23 (28)	1,340	4,040	694 (643)	36,084	119,586	
	2 年 課 程	短期大学	9 (4)	590	1,180				5			4 (5)	590	1,180
		通信制(再掲)	1 (1)	350	700							1 (1)	350	700
		高等学校専攻科	60 (12)	530	1,060				47			13 (12)	530	1,060
		養成所	274 (240)	12,777	31,956	8	1,180	2,590	28 (26)	1,248	3,209	254 (222)	12,709	31,337
	通信制(再掲)	12 (12)	2,850	5,700	5	1,110	2,380				17 (17)	3,960	8,080	
	小 計	343 (256)	13,897	34,196	8 (0)	1,180	2,590	80 (26)	1,248	3,209	271 (239)	13,829	33,577	
高等学校及び専攻科一貫教育	67 (67)	3,445	17,225							67 (67)	3,445	17,225		
合 計	1,093 (960)	52,471	166,852	42 (0)	3,475	10,785	103 (54)	2,588	7,249	1,032 (949)	53,358	170,388		
准 看 護 師	高等学校衛生看護科	24 (21)	1,045	3,215	(1)	40	80	1			23 (22)	1,085	3,295	
	養成所	271 (261)	13,003	26,006				9 (6)	395	790	262 (255)	12,608	25,216	
	合 計	295 (282)	14,048	29,221	0 (1)	40	80	10 (6)	395	790	285 (277)	13,693	28,511	
総 計	1,707 (1,560)	85,512	215,121	65 (1)	5,225	17,585	126 (60)	3,303	8,359	1,646 (1,554)	87,434	224,347		

注1 国立看護大学校は、大学に計上。

注2 学校数のカッコ内の数は募集中のもの、再掲である。

4. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

【平成17年度】

- 日 程 「看護の日」：平成17年5月12日（木）
「看護週間」：平成17年5月8日（日）～14日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人
日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科
病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、
社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団法人
日本訪問看護振興財団 他

中央行事「看護フォーラム」の開催

- 開催日 平成17年5月8日（日）
- 会 場 東京・有楽町朝日ホール
- テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

全国行事「ふれあい看護体験」、「出前授業」の実施

- ・「ふれあい看護体験」は看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設などを中心に全国で約2,400施設が実施し、約34,000人が体験。

【平成18年度】

- 日 程 「看護の日」：平成18年5月12日（金）
「看護週間」：平成18年5月7日（日）～13日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人
日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科
病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、
社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団法人
日本訪問看護振興財団 他

中央行事「看護フォーラム」の開催

- 開催日 平成18年5月14日（日）
- 会 場 岡山シンフォニーホール（岡山市）
- テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

5. 平成18年度看護教員養成講習会開催予定

(平成18年1月24日現在)

都 道 府 県 等	受講定員	講 習 期 間
北 海 道	50	平成18年5月～平成19年1月
茨 城 県	30	平成18年5月～平成19年3月
東 京 都	45	平成18年4月～平成19年3月
神 奈 川 県	40	平成18年4月～平成19年3月
愛 知 県	30	平成18年4月～平成19年3月
大 阪 府	70	平成18年4月～平成18年12月
兵 庫 県	40	平成18年5月～平成18年12月
広 島 県	35	平成18年5月～平成18年12月
山 口 県	35	平成18年6月～平成19年1月
福 岡 県	45	平成18年5月～平成18年12月
10か所	計 420人	

6. 平成18年度看護研修研究センター入学資格等

区分	看護教員養成課程			幹部看護教員養成課程
	看護師養成所 教員専攻	保健師養成所 教員専攻	助産師養成所 教員専攻	
研修期間	平成18年4月11日（火）から平成19年3月14日（水）までの1年間			
入学に必要資格等	<p>看護師養成所や准看護師養成所の看護教員・実習指導者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>平成18年度については保健師養成所教員専攻は募集を行っておりません。</p>	<p>助産師養成所の看護教員・実習指導者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 助産師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の教務主任、指導責任者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修等を修了した者 (注2) 3 専任教員の経験が3年以上ある者</p>

(注1)

看護教員になるための研修とは次のことをいう。

ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

イ 国立保健医療科学院の平成14年度及び平成15年度の専攻課程（旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む）及び平成16年度の専門課程地域保健福祉分野。

ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものを含む。）

(注2)

看護教員になるための研修等を修了した者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者

イ 国立保健医療科学院の平成14年度及び平成15年度の専攻課程（旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者を含む）及び平成16年度の専門課程地域保健福祉分野。

ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会修了者（旧厚生省が委託実施したものを含む。）

エ 大学の卒業生で、大学において教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上）を履修した者。